

NGO事業補助金

ご利用下さい！

●NGO事業補助金とは

- －NGOの事業実施能力や専門性の向上、ネットワーク強化等、NGOの活動を支援
- －原則として総事業費の2分の1、かつ200万円を上限として補助金を交付

●対象事業

－プロジェクト企画調査支援事業

NGO自らが実施主体となる開発協力事業の案件発掘・形成を目的として、現地で行う企画・調査です。

－プロジェクト評価支援事業

NGO自らが実施した開発協力事業に関し現地で行う評価活動です。

－組織運営・活動能力向上支援事業

NGOの専門知識・技能の向上を目的として、広くNGO関係者に対して実施する研修会、講習会や、国際協力NGOネットワークの構築に資する活動、小規模国際協力NGO育成のための研修、ファンドレイジングのための広報イベント等です。

※計画している事業が対象となるか迷う場合は、お気軽に下記までご連絡下さい。

●補助金交付額

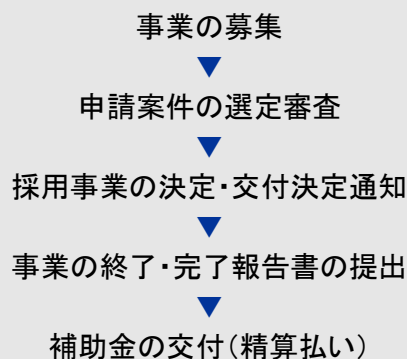
1件あたりの交付額は、総事業費の2分の1以下、かつ50万円以上200万円以下です。

また、NGOが申請した事業に対して補助金額を決定し、事業完了後、精算払いで交付します。

●応募締切

本年度は**平成23年1月31日(月)締め切り**です。

申請から事業終了までの流れ



申請および問い合わせ先

外務省国際協力局民間援助連携室

住所: 〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1

TEL: 03-3580-3311 内線 5883

FAX: 03-5501-8360

